

医療保障 (21 May 2019)

- 社会保障
 - ・医療の他には、年金、介護等
- 医療保険
 - ・国民皆保険
 - ・公的医療保険の仕組み
 - ・保険診療の範囲
 - ・高額療養費制度
(cf. <http://www.cancernet.jp/kougaku/>)
 - ・混合診療問題・保険外併用診療(患者申出療養)
(cf. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114800.html>)
- 公費医療制度
 - ・国家補償, 社会防衛, 社会福祉, 難病対策
 - ・自立支援医療
- 近年の潮流: 外国人医療等

1

医療保障の位置づけ

- 医療保障は**社会保障 (social security)** の1つ
 - ・**社会保障** = 病気, 怪我, 出産, 障害, 死亡, 老齢, 失業など, 生活上の問題によって発生しうる**貧困を予防し, 貧困者を救い, 生活を安定させるために政府が行う再分配**
 - ・医療の他, **年金と介護**が主(他に**生活保護, 福祉**等)
 - ・具体的な方法として**所得移転**や**社会サービス**給付。費用の賄いかたは**保険方式**と**税方式**がある。国民から保険料を徴収して国民に支給するのが**社会保険**で, **原則として互助**の制度。税によるのは**公助**(英国 NHS 等)。
- **社会保険**(民間の保険は, 前回説明した通り, 個人がリスクヘッジとして行う市場交換なので社会保険ではない)
 - ・**医療保険**: 海外ではドイツで1883年誕生
 - ・**年金保険**: ドイツで1889年成立。当時公費負担は1/3。
 - ・**労災保険**: ドイツで1884年成立。費用は全額雇用主負担
 - ・**雇用保険**: 労働組合による互助がルーツ。雇用者強制加入の失業保険は1911年英国の国民保険法から。雇用改善も目的
 - ・**介護保険**: ドイツで1993年成立(翌年施行)。他は日韓のみ

2

国民皆保険

- 1961年~「全ての国民が医療を受けられるよう, 何らかの制度への加入を義務付け」
- 被用者保険(健康保険法等), 国民健康保険(国民健康保険法), 後期高齢者医療(長寿医療ともいう。高齢者医療確保法)からなる
・ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001060277&cycode=0>
- 保険診療は政府が定めた**公定価格(診療点数表)**で行われ, 患者の**自己負担**は一部で済む
- 国保の**保険料滞納**で**保険証**を取り上げられて**無保険**になる人が増加し問題
- 民間の**保険(損保, 生保, 傷害疾病定額保険)**は, **保険法(平成20年6月6日法律第五六号)**により規定されており, 別の**枠組み**。市場で取引される**商品**。
・ <http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO056.html>

3

公的医療保険のいろいろ

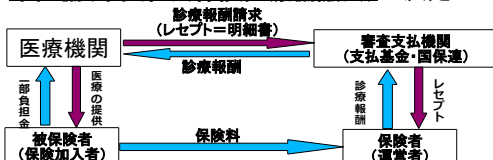
出典: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1240000-Hokenkyoku/kiso20.pdf>

制度	主な法律	被保険者(主な加入者・対象者)	保険者(運営者)	家族を含む人数(千) 2008年度末	
被用者保険	船員保険	船員保険法(1939年~)	船員	144	
	協会けんぽ	健康保険法(1926年~) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11HO070.html	中小事業所従業員	34,705	
	日雇健保		日雇い・臨時雇い	17	
	健保組合		大企業従業員	30,337	
	共済組合	地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法	公務員, 私学職員	共済組合 私学事業団	9,023
国民健康保険	自衛官	防衛省職員給与法	自衛官制服組本人	防衛省	230
	市町村国保	国民健康保険法(1938年~)	自営業, 無職等	市区町村	35,970
	国保組合		開業医, 税理士等	国保組合	3,522
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	高齢者医療確保法	75歳以上 + 65歳以上障害あり	広域連合	13,458	

4

公的医療保険の仕組み

- 患者(=被保険者)は医療機関から医療の提供を受ける
- 対価の流れは2つ
 - ・一部直接自己負担(小学校入学~69歳は診療費等の3割, 70~74歳は2割, 75歳以上1割。現役並み所得があると3割)
 - ・残りは間接的
 - 被保険者→保険者: **保険料**
 - 医療機関→審査支払機関による審査→保険者: **診療報酬請求(レセプト)**
 - 保険者→審査支払機関→医療機関: **診療報酬**
- レセプトはオンラインで処理する方向
- 診療報酬は**中医協(中央社会保険医療協議会)**が決定



5

先進諸国の診療報酬支払い方式

国名	診療所・開業医	病院
米国(メディケア)	出来高払い制(診療報酬点数表に基づいて支払う; RBRVS方式: 医師の各診療行為の価値を, 当該行為に使用した資源量に応じて評価し, 結果を点数化)	DRG-PPS方式(疾患別定額払い制: 入院患者の分類に従い, 予め定まった額を支払う)
英国	登録人头制(登録患者数に応じて支払う) + 基本診療手当(各種加算あり) 別途診療所借料等の補助あり	NHS (National Health Service) 病院トラストは, 保健当局との契約に基づき支払いを受ける
ドイツ	総額請負制(保険協会が保険診療を一括請負。費用は保険者から一括支払。個々の医師は医師会から点数表に基づき出来高払いで配分)	入院費用は, 特定の療養は1件当たり包括払い, 包括払いにならない給付は1人1日定額の診療料別療養費 + 基礎療養費 建物等へは州から別途補助
フランス	出来高払い制(毎年国会で決められた医療費の伸びの枠内で, 全国疾病金庫と医師組合が協約を締結。枠を超えたら次年度減額または払い戻し)	公的病院は総枠予算制。私的病院は地方疾病保険金庫と各病院の契約により1人1日当たり定額のホスピタルフィー + 全国協約方式のドクターフィー
日本	出来高払い制(各診療行為についてそれぞれ評価。合計額を診療報酬として支払い) 一部包括払い方式	外来は診療所・開業医と同じ。入院は療養環境, 看護及び医学的管理費用は患者1人当たりの定額払い。手術料等は原則として出来高払い。特定の病棟は入院基本料と技術料を特定入院料として包括払い。一部の病院では診断群分類別包括評価(DPC)が導入されている

* 出典: 社会保障国民会議資料から, 真野(2012)『入門 医療政策: 誰が決めるか, 何をを目指すのか』中公新書, pp.19のまとめ

6

